4　税関における水際取締りの強化

㈠　開港に入港しようとする外国貿易船の当該開港への入港時の積荷について、当該外国貿易船の運航者等及び当該積荷の荷送人は、当該積荷の船積港を当該外国貿易船が出港する前に、当該積荷に関する事項を税関に原則として電子的に報告しなければならないこととした。（関税法第一五条、第一五条の二、第一六条、第一一四条及び第一一四条の二等関係）

㈡　財務大臣は、外国税関当局から要請があったときは、当該外国税関当局に提供した情報を当該要請に係る外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用することについて、一定の要件の下に同意をすることができることとした。（関税法第一〇八条の二関係）

㈢　許可を受けないで輸出入する罪等に該当する違反行為につき法人等に罰金刑を科する場合における時効の期間を、当該違反行為の行為者の時効の期間と同一とすることとした。（関税法第一一七条関係）

5　免税コンテナーの国内運送への使用に係る条件等の緩和

免税コンテナーについて、国内運送への使用に係る制限を撤廃するとともに、再輸出期間の原則を三月間から一年に延長することとした。（コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第四条、第五条及び第八条等関係）

6　沖縄県における関税制度上の特例措置の延長等

平成二四年三月三一日に適用期限が到来する沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除制度等について、適用期限を五年延長するとともに、所要の制度の拡充等を行うこととした。（関税暫定措置法第一三条及び第一四条関係）

7　施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成二四年四月一日から施行することとした。

◇**株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律**（法律第二〇号）（内閣府本府）

1　再生支援を申し込むことができる事業者

企業再生支援機構（以下「機構」という。）に再生支援の申込みをすることができる事業者から除外する法人として、資本金の額若しくは出資の総額又は常時使用する従業員の数を勘案して大規模な事業者として政令で定める事業者を追加することとした。

2　支援決定期限の延長

機構が支援決定を行うことができる期限を、平成二五年三月三一日まで延長することとした。

3　対象事業者に対する再生支援の完了期限の延長

機構が第二五条第一〇項ただし書の認可を受けた事業者に対し支援決定を行った場合、当該支援決定に係るすべての再生支援を完了するよう努めなければならない期限を、平成二八年三月三一日まで延長することとした。

4　附則

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇**中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律**（法律第二一号）（金融庁）

1　中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律が失効するものとされる期限（平成二四年三月三一日）を、平成二五年三月三一日までに延長することとした。（附則第二条関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第二二号）（金融庁）

1　会員等からの株式等の買取り等の業務の期限の延長

銀行等保有株式取得機構（「機構」という。）が行う会員等からの株式等の買取り等の業務の期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（第三八条、第三八条の二、第三八条の五及び第三八条の六関係）

2　銀行等保有株式取得機構の存続期限の延長

機構の存続期限を平成三九年三月三一日まで延長することとした。（第一九条関係）

3　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

5　経過措置

所要の経過措置を定めるものとした。

◇**保険業法等の一部を改正する法律**（法律第二三号）（金融庁）

一　保険業法の一部改正関係

1　子会社に関する業務範囲規制の特例

子会社対象会社以外の会社を子会社としている保険業を行う外国の会社を保険会社が子会社とする場合には、子会社業務範囲規制を適用しないこととした。ただし、当該保険会社は、原則として当該会社が子会社となった日から五年を経過する日までに当該会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならないこととした。（第一〇六条関係）

2　保険契約の移転に関する規制の見直し

㈠　「保険契約の移転は、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括してしなければならない」との規制を撤廃することとした。（第一三五条関係）

㈡　保険契約の移転時の異議申立手続に際しては、移転対象契約者に対し、移転契約の要旨等を通知しなければならないこととした。加えて、異議の成立要件について、移転対象契約者の総数及び移転対象契約者の保険契約に係る債権の総額のそれぞれ一〇分の一（保険契約の全部に係る保険契約の移転については五分の一）とすることとした。（第一三七条第一項及び第三項関係）

㈢　保険契約の移転をしようとする会社（移転会社）は、保険契約の移転に係る内閣総理大臣の認可を受けた場合において、異議申立期間中に異議を述べ、かつ、保険契約が移転することとなる場合には解約する旨を申し入れた移転対象契約者に対し、保険契約の移転の前日までに、被保険者のために積み立てた金額等を払い戻さなければならないこととした。（第一三七条第五項関係）

㈣　移転会社は、保険契約の移転に係る株主総会等決議後に移転対象となる契約を締結するときは、当該契約を締結する者に対し、移転契約の要旨等を通知するとともに、移転先会社の保険契約者となることについて承諾を得なければならないこととし、移転手続中は、移転対象となる契約と同種の保険契約を締結してはならないとの規制を撤廃することとした。（第一三八条関係）

㈤　保険業を営む株式会社が、会社分割によりその保険契約を承継させる場合にも、㈠から㈣までと同様の措置を講じることとした。（第一七三条の二～第一七三条の八関係）

3　保険募集の再委託制度の導入

保険募集の再委託について、次のいずれにも該当する場合において、当該再委託をする者及びその所属保険会社等が、あらかじめ、再委託に係る事項の定めを含む委託に係る契約の締結について、内閣総理大臣の認可を受けて、行うことができることとした。（第二七五条第三項～第五項関係）

⑴　保険募集再委託者が保険会社又は外国保険会社等であって、その所属保険会社等と内閣府令で定める密接な関係を有する者であること。

⑵　再委託を受ける者が、保険募集再委託者の生命保険募集人又は損害保険募集人であること。

⑶　保険募集再委託者が、再委託について、所属保険会社等の許諾を得ていること。

4　生命保険契約者保護機構に対する政府補助の期限の延長

平成二四年三月末までに破綻した場合の生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関しては政府補助の特例措置が設けられており、当該政府補助の特例措置を五年間延長することとした。（平成二四年四月から平成二九年三月末までの破綻に対応）（附則第一条の二の一四第一項関係）